

証券コード 7096
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
株式会社ステムセル研究所
代表取締役社長 清水 崇 文

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第26期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.stemcell.co.jp/corporate/ir/library/shareholders_meeting.php)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）にて議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2025年6月25日（水曜日）午後3時（受付開始 午後2時30分）
2. 開 催 場 所 東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR4階
赤坂インターシティコンファレンス404号室

3. 会議の目的事項

報告事項

第26期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・計算書類の個別注記表

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 細胞の受託管理及び輸送事業</p> <p>(2) 生体組織由来成分の抽出、精製、加工、保管、検査及び販売事業</p> <p>(3) 細胞を利用した新治療法の研究開発及び普及</p> <p>(4) 貨物利用運送事業</p> <p>(5) 医薬品及び医療器具の研究開発、製造、卸及び販売事業</p> <p>(6) 医療用施設の運営及び管理事業</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p><u>(7) 上記各号の業務及びこれらに相当する業務を営む国内及び外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u></p> <p><u>(8) 前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 細胞の受託管理及び輸送事業</p> <p>(2) 生体組織由来成分の抽出、精製、加工、保管、検査及び販売事業</p> <p>(3) 細胞を利用した新治療法の研究開発及び普及</p> <p>(4) 貨物利用運送事業</p> <p>(5) 医薬品及び医療器具の研究開発、製造、卸及び販売事業</p> <p>(6) 医療用施設の運営及び管理事業</p> <p><u>(7) 不動産の賃貸及び管理に関する事業</u></p> <p><u>(8) 情報処理、提供その他の情報サービス業、広告業</u></p> <p><u>(9) 上記各号の業務及びこれらに相当する業務を営む国内及び外国会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u></p> <p><u>(10) 前各号に付帯する一切の事業</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の候補者選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しみず たかふみ 清水 崇文 (1973年3月17日)	1998年9月 株式会社日本トリム入社 2006年8月 同社関係会社PT.SUPER WAHANA TEHNO 副社長 2010年4月 株式会社日本トリム経営企画部長 2013年4月 同社執行役員経営企画担当 2013年9月 当社取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任）	51,400株
2	やまだ ともお 山田 智男 (1944年11月25日)	1968年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 同社燃料第二本部長（参与） 1999年2月 同社中国支社長（理事） 2004年7月 豊国工業株式会社常務取締役 2015年6月 当社社外取締役 2019年2月 当社社外取締役（現任）	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	あんどう きみひで 安藤 公秀 (1959年11月14日)	1982年4月 三菱商事株式会社入社 2007年3月 同社関係会社PT.Kaltim Parna Industri代表取締役社長 2010年4月 同社パキスタン総代表（理事） 2020年1月 株式会社安藤公秀代表取締役（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任）	4,000株
4	おおおくぼ ゆみ 大久保 由美 (1975年9月10日)	2000年4月 横浜地方裁判所 判事補 任官 2002年5月 弁護士登録 2014年8月 島田法律事務所 パートナー（現任） 2022年11月 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法）（現任） 2023年6月 当社社外取締役（現任） 2024年4月 民事調停委員（東京簡易裁判所所属）（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田智男氏、安藤公秀氏、大久保由美氏の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
3. 山田智男氏、安藤公秀氏の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できると期待し、選任をお願いするものであります。山田智男氏、安藤公秀氏の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田智男氏は6年4ヶ月となり、通算の在任期間は9年4カ月となります。安藤公秀氏は5年となります。
4. 大久保由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士として幅広い見識を有しており、法律の専門家として独立性をもって、当社の経営全般に助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できると期待し、また社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。大久保由美氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社と山田智男氏、安藤公秀氏、大久保由美氏の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、山田智男氏、安藤公秀氏、大久保由美氏の各氏の選任が承認された場合、当該契約を延長する予定であります。
6. 当社は取締役安藤公秀氏、大久保由美氏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め監査役の補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
さかい かずお 坂井 和夫 (1947年3月4日)	1969年4月 小玉株式会社 入社 1971年8月 日本ワイス株式会社 入社 1999年6月 当社入社 2005年7月 当社代表取締役社長 2019年2月 当社監査役 2023年6月 当社顧問 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂井和夫氏は、当社の監査役として十分な活動実績があることに加え、過去から当社役員としての活動実績から、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。
3. 坂井和夫氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。坂井和夫氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

株式会社ステムセル研究所は、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」をコーポレートスローガンに、産婦人科施設との強固なネットワークを活用し、再生医療・細胞治療を目的とした「さい帯」や「さい帯血」等の周産期組織由来の細胞バンク事業の展開及びこれらの細胞等を利用した新たな治療法の開発を行っております。そしてこの事業基盤をベースとして再生医療やフェムテック等関連する領域での事業開発及び投資等による持続可能な成長と社会への貢献を目指しております。

当期においては、新サービス（保管）プランの導入や再生医療分野の研究推進、国内・海外での事業基盤整備など、将来を見据えた多面的な取り組みを積極的に推進いたしました。

2024年11月より導入した新プラン「HOPECELL」では、さい帯・さい帯血の両方を採取することで出産時に採取できる貴重な細胞を確実に保管いただけるようになりました。この新プランでは月額2,980円（税込）の分割支払いを設定したことで、従来のプランと比較して平均成約率が約10%、また平均単価は約30%アップしております。

成長因子やエクソソーム等を含む、さい帯由来「ファミリー上清」製造サービスについては、申込者数が着実に増加し、実際に投与を受けるご家族も増加しています。本サービスも、再生医療への期待に応えるものとして、関心が高まってきております。

また、国内における細胞バンク事業の拡大に伴い、2025年5月に新たな細胞保管センター（第3CCC）を開設しました。本施設では、最新の保管機器を導入すると共にこれまでの運用知見を活かし、より高度で効率的な液体窒素供給インフラを構築しております。これにより当社の総保管キャパシティは約20万検体に拡大いたしました。さらに、当期においては、将来の生産及び保管能力の拡充のため神奈川県横浜市に事業用地を取得し、細胞処理センター及び細胞保管センターを建設する計画を進めております。

海外展開では、経済成長が見込まれる東南アジア（SEA）市場への進出を目指し、2024年11月にシンガポールへ現地法人「STEMCELL INNOVATIONS PTE. LTD.」を設立いたしました。年間約1,000万人の出生数（日本は約72万人）があり、細胞バンク事業が浸透しつつある同地域において、来期（2026年3月期）中の事業開始を目指し、準備を進めています。

再生医療分野の臨床研究につきましては、大阪公立大学大学院医学研究科発達小児医学教室との「自閉症スペクトラム障害（ASD）に対する自家さい帯血有核細胞を用いた治療法の開発」の臨床研究が始まりました。ASDは100人に1人の割合で診断されるとされており、当臨床研究においても被験者募集開始と同時に多くの参加希望があり、すでに第一次の投与枠は締め切りとなっております。また、高知大学における、さい帯血を用いた脳性麻痺の臨床研究では、これまでに投与を受けた患者において運動能力の改善などの効果が確認されています。ある症例では、さい帯血の投与後に転倒の回数が減少、両手でおもちゃを握めるようになるなどの変化が見られました。また他の症例でも、運動機能だけでなく発達状態や知的能力の改善にも寄与する可能性が示されています。現在高知大学ではさらに多くの症例を対象とした臨床研究を計画しており、さい帯血を用いた再生医療の可能性が広がることが期待されています。

当社では、関連する事業領域において将来性のある分野への投資活動も積極的に推進しており、これまでに再生医療・妊娠・出産関連を中心とした企業6社に投資を行い、当第1四半期においては2023年6月に上場した投資先企業の株式売却により、特別利益136,939千円を計上しました。また2025年2月には新たに、世界初、家庭用妊婦向け超音波エコー「ポケマム」のサブスク事業を展開する株式会社スマートエコーへの投資を実行いたしました。

その他、株主還元の充実及び資本効率の向上を目的に自己株式を取得（2024年12月18日～2025年11月30日）しております。また、2025年2月には、市場流動性の向上を目的に、親会社である株式会社日本トリムによる当社株式の立会外分売（約2.05%）を実施いたしました。

これらの活動の結果、当事業年度における売上高は2,679,175千円（前期比8.0%増）、営業利益は418,509千円（同1.1%増）、経常利益は428,773千円（同2.8%増）、当期純利益は385,796千円（同24.1%増）と、全ての項目で過去最高を更新しておりますが、新プラン「HOPECELL」の立ち上げりに時間を要したことなどが影響し、通期業績予想に対する実績値は下回る結果となりました。来期においては、同プランの運用体制の強化やマーケティング戦略の見直しを通じて、業績向上を実現してまいります。

なお、当社は、単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当期においては、将来の生産及び保管能力の拡充のため神奈川県横浜市に事業用地取得を目的として金融機関より400,000千円を調達しました。また、2025年3月に新たな細胞保管センター（第3CCC）の開設を目的として、金融機関より110,000千円を調達しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は700,438千円（資産除去債務を含まない。）であります。その主なものは、細胞保管センターの増設による建物の増加（78,683千円）、検体保管器の新規購入（73,286千円）、新たな細胞処理・細胞処理センター用の土地の取得（400,930千円）及び基幹システムの開発（81,493千円）となっております。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2022年3月期)	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期(当期) (2025年3月期)
売上高	1,781,943千円	2,091,293千円	2,481,193千円	2,679,175千円
経常利益	212,554千円	300,365千円	417,271千円	428,773千円
当期純利益	133,726千円	198,032千円	310,981千円	385,796千円
1株当たり当期純利益	13円20銭	19円33銭	30円35銭	37円67銭
総資産	5,215,602千円	5,811,615千円	6,543,075千円	7,500,939千円
純資産	2,103,983千円	2,298,588千円	2,692,615千円	2,627,849千円
1株当たり純資産	205円33銭	224円33銭	262円78銭	258円35銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。
3. 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

① 基本方針

当社は、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」のノウハウの蓄積・技術開発・サービスの向上に努めてまいります。

そして、細胞バンクに保管されている細胞を用いて「新しい医療」を提供しようと日々努力を重ねられている医師や研究者の方々と協力し、これまで治療法のない病態に苦しむ患者さんに寄り添い、医療の発展に寄与することを目標としております。

また、当社独自の、細胞バンク事業のネットワークを基盤とした新たなビジネスモデルの構築による収益拡大に取り組んでおります。

② 対処すべき課題

当社は、中期的な経営目標である年間保管数20,000検体（国内出生数に対する保管率約3%）の達成に向けて、以下の重点戦略に取り組んでまいります。

・新保管プラン「HOPECELL」の普及拡大

産科施設における、母親学級でのスピーチ体制の強化や専用ブース設置によるリアルマーケティング及び、WEB広告における、クリエイティブの刷新や動画コンテンツの活用等によるオンラインマーケティングの最適化を通じて、さらなる資料請求数・契約数の獲得を図ります。

・東南アジア（SEA）市場における海外展開の本格化

2024年11月に設立した、シンガポール現地法人を拠点として、2026年3月期中の事業開始を目指して準備を進めております。高い保管ニーズが見込まれる同市場において、「日本ブランド」としての品質と信頼性を強みに、収益基盤の構築を進めてまいります。

・さい帯・さい帯血を用いた再生医療領域における研究推進

自閉症スペクトラム障害（ASD）や脳性麻痺等に関する既存の臨床研究の深化を図るとともに、大学等との連携により新たな医療応用に向けた研究開発を推進してまいります。

・将来性のある分野への事業投資とM&Aの推進

約50億円の投資可能資金及び当社独自のネットワークを活用し、関連事業領域における成長分野への戦略的投資やM&Aを積極的に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

細胞バンク事業

(6) 主要な営業所及び施設並びに使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 主要な営業所及び施設

営業所

名 称	所在地
本社	東京都港区
虎ノ門オフィス	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
大阪オフィス	大阪府豊中市
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区

施設

名 称	所在地
東京細胞処理センター（東京CPC）	東京都港区
横浜細胞処理センター（横浜CPC）	神奈川県横浜市緑区
細胞保管センター（CCC）	神奈川県横浜市緑区

② 使用人の状況

使用人数	115名	前期末比増減	17名
平均年齢	36.4歳	平均勤続年数	5.0年

（注） 上記使用人には、臨時従業員（嘱託、パートタイマー等）を含みません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社日本トリムで、同社は当社の株式を7,174,200株（持株比率70.02%）保有しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

主要な借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	389,917千円
三井住友信託銀行株式会社	110,000千円
合計	499,917千円

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 38,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,246,600株（自己株式75,112株を含む）
- (3) 株主数 3,244名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本トリム	7,174,200株	70.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	802,800株	7.89%
名古屋中小企業投資育成株式会社	168,000株	1.65%
山本邦松	90,200株	0.89%
Supercell Biotechnology Corporation	70,000株	0.69%
ステムセル研究所従業員持株会	61,485株	0.60%
若松茂美	51,800株	0.51%
清水崇文	51,400株	0.51%
楽天証券株式会社	47,400株	0.47%
森崎弘司	40,000株	0.39%

(注) 持株比率は、自己株式（75,112株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当期中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 水 崇 文	
取 締 役	山 田 智 男	
取 締 役	安 藤 公 秀	株式会社安藤公秀代表取締役
取 締 役	大久保 由 美	弁護士（島田法律事務所） 司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員 （民事訴訟法）
常 勤 監 査 役	長 江 賢	
監 査 役	藤 川 義 人	弁護士（弁護士法人 淀屋橋・山上合同） iPSアカデミアジャパン株式会社監査役 株式会社iPSポータル監査役 トヨタ紡績株式会社社外監査役
監 査 役	森 澤 夕 子	株式会社ラボレムス取締役

- (注) 1. 取締役 山田智男氏、安藤公秀氏及び大久保由美氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 長江賢氏、藤川義人氏及び森澤夕子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役 大久保由美氏、社外監査役 藤川義人氏は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 安藤公秀氏、大久保由美氏及び監査役 長江賢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、執行役員及び監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 本件は2019年6月12日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・基本方針

当社の取締役の報酬は当社の持続的成長及び企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とし、取締役の報酬水準は、経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、a.基本報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションで構成する。社外取締役については、経営への監督機能を有効に機能させるため、基本報酬のみとする。

なお、今後、更なる中長期の企業価値創造を引き出すため、固定報酬の割合を下げ、業績連動による報酬の新たな導入の検討を進めるものとする。

a.基本報酬

基本報酬は、月齢の固定報酬とし、役位及び担当する職務、在任年数等に応じて決定する。(退職慰労金を含む。)

b.短期インセンティブ報酬としての賞与

短期インセンティブ報酬としての賞与の額及び支給の時期については、株主総会決議に従うことを前提に、代表取締役社長が会社の業績、役位及び担当する職務等に応じて案を策定し、取締役会において決定する。

c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプション

取締役に対し、中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションを付与する場合は、都度、その内容について取締役会で決議のうえ、株主総会に付議することとする。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬としての金銭報酬については、代表取締役社長清水崇文に取締役個人別の報酬額の具体的内容を委任し、代表取締役社長において決定しております。

理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を十分配慮したうえで決定することとしております。

当社取締役会は取締役個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを事後的に確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	56,679 (11,345)	45,249 (11,345)	—	—	11,429 (—)	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	—	—	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	68,679 (23,345)	57,249 (23,345)	—	—	11,429 (—)	7 (6)

(注) 1. () 内は内書きで、社外取締役及び社外監査役の報酬等の金額及び員数を記載しています。

2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額は11百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山 田 智 男	当事業年度開催の取締役会25回全てに出席し、主に豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	安 藤 公 秀	当事業年度開催の取締役会25回全てに出席し、主に海外での豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。大手商社における豊富な海外経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	大久保 由 美	当事業年度開催の取締役会25回に出席し、主に弁護士経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。また、当社の経営全般に助言をいただいております、当社の社外取締役として業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	長 江 賢	当事業年度開催の取締役会25回及び監査役会13回全てに出席し、常勤監査役として大手商社における豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	藤 川 義 人	当事業年度開催の取締役会25回及び監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	森 澤 夕 子	当事業年度開催の取締役会25回及び監査役会13回に出席し、幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,300千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,300千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに必要に応じ発展的に改正等を行う。
- ② コンプライアンス管理規程を制定し、教育研修等の場を設けるなど、その修得を図るものとする。
- ③ 内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査担当者及び代表取締役は必要に応じて、会計監査人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
- ④ 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該告発者が不利益な扱いを受けない旨の、「社内通報制度」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行にかかわる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

- ① 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要文書は、電子媒体によるバックアップを併用し適切に保存管理する。
- ② 文書管理所管部署は管理本部であるが、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経済活動におけるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するため、リスク管理規程を制定し、多様なリスクを未然に防止するとともに、危機発生時にはそのリスクを極小化する管理体制を整備するものとしております。リスク管理部門としては、管理本部が統括し、担当執行役員がそれを管掌することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために次のように定めております。

- ① 定例取締役会を毎月一回開催するほか、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行体制を確保する。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うため、当社社内規程に基づく権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ③ 業務の効率化に必要な情報インフラの整備・構築を図る。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 内部監査による業務監査により、会社全般にわたる業務の適正性を確保し、公正で効率的な遂行を図ることを目的とし、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 管理担当執行役員は、効率的経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備する。
- ③ 財務報告に係る内部統制の評価の基本方針に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスを整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項その使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、使用人を指名し、指名された使用人は補助者としてその職務に専念する。

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は必要に応じてその人員を確保する。
- ② 監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
- ③ 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、内部通報の事実を、速やかに監査役に報告する体制を整備する。

- ① 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役を含め公正かつ透明性を担保するための体制を整備する。

- ① 監査役は代表取締役との意見交換を密にし、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役会は内部監査担当者及び管理部と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取する。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力との関係を根絶するため、「反社会的勢力排除規程」に従い、主管部署たる管理本部が反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括して対応しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要な教育研修を行う他、コンプライアンス委員会の実施によって法令及び定款を遵守するための取組みを行っております。また、法令違反その他のコンプライアンス上問題のある行為に関する相談、内部通報の体制を内部通報規程に定め、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応に努めております。

(3) リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を適宜取締役会で協議を行うなど、リスク管理の強化を図っております。

(4) 内部監査

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,172,467	流 動 負 債	4,318,050
現金及び預金	3,200,846	買掛金	24,925
売掛金	1,840,677	未払金	198,096
原材料及び貯蔵品	50,979	未払費用	22,742
前渡金	100	1年内返済予定の長期借入金	62,328
前払費用	48,045	未払法人税等	136,669
その他	36,112	前受金	3,772,460
貸倒引当金	△4,292	預り金	3,982
固 定 資 産	2,328,471	賞与引当金	64,925
有 形 固 定 資 産	1,155,563	リース債務	4,899
建物	736,252	その他の	27,020
工具、器具及び備品	678,175	固 定 負 債	555,039
土地	400,930	長期借入金	437,589
リース資産	22,272	役員退職慰労引当金	39,111
減価償却累計額	△682,067	資産除去債務	64,192
無 形 固 定 資 産	132,357	リース債務	14,146
ソフトウェア	30,059	負 債 合 計	4,873,089
ソフトウェア仮勘定	101,293	(純資産の部)	
商標権	1,004	株 主 資 本	2,648,500
投 資 そ の 他 の 資 産	1,040,550	資本金	704,805
投資有価証券	647,856	資本剰余金	589,805
関係会社株式	34,477	資本準備金	589,805
役員に対する長期貸付金	133,050	利益剰余金	1,448,019
関係会社長期貸付金	4,000	その他利益剰余金	1,448,019
長期前払費用	4,564	繰越利益剰余金	1,448,019
繰延税金資産	60,190	自 己 株 式	△94,130
その他	156,411	評価・換算差額等	△20,651
		その他有価証券評価差額金	△20,651
資 産 合 計	7,500,939	純 資 産 合 計	2,627,849
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,500,939

損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,679,175
売上原価		987,085
売上総利益		1,692,090
販売費及び一般管理費		1,273,581
営業利益		418,509
営業外収益		
受取利息	10,057	
助成金収入	72	
協賛金収入	2,868	
その他	504	13,502
営業外費用		
支払利息	1,202	
為替差損	78	
支払手数料	758	
その他	1,200	3,238
経常利益		428,773
特別利益		
投資有価証券売却益	136,939	136,939
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		565,712
法人税、住民税及び事業税	190,088	
法人税等調整額	△10,172	179,916
当期純利益		385,796

株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	704,805	589,805	589,805	1,318,386	1,318,386	△91	2,612,906
当期変動額							
剰余金の配当				△256,163	△256,163		△256,163
当期純利益				385,796	385,796		385,796
自己株式の取得						△94,038	△94,038
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	129,632	129,632	△94,038	35,594
当期末残高	704,805	589,805	589,805	1,448,019	1,448,019	△94,130	2,648,500

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	79,708	79,708	2,692,615
当期変動額			
剰余金の配当			△256,163
当期純利益			385,796
自己株式の取得			△94,038
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△100,360	△100,360	△100,360
当期変動額合計	△100,360	△100,360	△64,765
当期末残高	△20,651	△20,651	2,627,849

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品……………総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、細胞バンク事業を営んでおり、売上高は、主に「技術料」、「保管料」から構成されております。

技術料は、細胞分離及び細胞処理の際に必要な分離料、検査料及び登録料を技術料として分類しております。保管料は、細胞保管料を保管料として分類しております。

さい帯血の細胞分離及びさい帯の細胞処理については、顧客との契約に基づき、顧客から預かったさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理を行う義務を負っております。当該履行義務はさい帯血の細胞分離又はさい帯の細胞処理が完了した一時点で充足されるものであり、細胞分離又は細胞処理が完了した時点において収益を認識しております。

細胞保管については、顧客との契約に基づき、顧客から預かり、細胞分離又は細胞処理した細胞を契約期間にわたり保管する義務を負っております。当該履行義務は時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間にわたり按分して収益を認識しております。

取引の対価は、主に細胞分離又は細胞処理の履行義務充足後に支払いを要求しており、履行義務充足後の支払は、履行義務充足時点から概ね1か月以内に行われることから重要な金融要素は含んでおりません。なお、分割払いにより支払われる場合においても、契約単位で重要性に乏しく、金融要素の影響について約束した対価の額の調整は行っておりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権	
金銭債権	2,360千円
2. 取締役に対する金銭債権	
金銭債権	133,709千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社取引高	
売上高	3,230千円
その他の営業取引高	286千円
営業外取引高	109千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 10,246,600株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 75,112株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年10月15日 取締役会	普通株式	256,163	25.00	2024年9月30日	2024年11月29日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、役員退職慰勞引当金、その他有価証券評価差額金及び資産除去債務に係る税務加算等であり、繰延税金負債の発生の原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

2. 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が832千円、その他有価証券評価差額金が271千円それぞれ増加し、法人税等調整額が561千円減少しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務機器、検体保管設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式及び債券であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年以内であります。変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理本部が顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、状況を随時把握することでリスクの軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(株価及び金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することでリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持するほか、金融機関との当座貸越契約締結などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金	1,840,677		
貸倒引当金 (※ 2)	△4,292		
	1,836,384	1,769,894	△ 66,490
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	512,853	512,853	-
資産計	2,349,238	2,282,747	△ 66,490
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	499,917	499,917	-
負債計	499,917	499,917	-

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(※ 3) 非上場株式 (貸借対照表計上額135,002千円) は、市場価格がないため、「投資有価証券」には含めておりません。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
売掛金	288,435	1,266,254	285,988	-
合 計	288,435	1,266,254	285,988	-

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	62,328	62,328	62,328	62,328	62,348	188,257
合 計	62,328	62,328	62,328	62,328	62,348	188,257

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 投資有価証券 その他有価証券	22,973	489,880	－	512,853
資産計	22,973	489,880	－	512,853

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 売掛金	－	1,769,894	－	1,769,894
資産計	－	1,769,894	－	1,769,894
② 長期借入金	－	499,917	－	499,917
負債計	－	499,917	－	499,917

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関から提示された価格等を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

売掛金

短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当事業年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権額を決済日までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利のため短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高
役員	清水崇文	被所有 直接0.5%	当社代表取締役	資金の貸付	—	役員に対する 長期貸付金	133,050
				受取利息	1,463	未収利息	659

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

役員に対する長期貸付金について、市場金利を勘案して金利を決定しております。

また、当社株式51,400株を担保として受け入れております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	細胞バンク事業	合計
一時点で移転される財	2,205,195	2,205,195
一定の期間にわたり移転される財	473,979	473,979
顧客との契約から生じる収益	2,679,175	2,679,175
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,679,175	2,679,175

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,588,310	1,840,677
契約負債		
前受金	3,420,493	3,772,460

(注) 1. 契約負債は主に細胞保管に関する契約に基づき顧客より受領した前受金に関連するものであります。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当事業年度に認識した収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は383,578千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

細胞保管については、契約に定められた定額の保管料を請求しており、顧客に移転した保管サービスの価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しており、当該請求する権利を有している金額で収益を認識していることから、実務上の便法に従い残存履行義務に配分した取引価格に関する注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	258円35銭
2. 1株当たり当期純利益	37円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ステムセル研究所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 裕久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムセル研究所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し

ているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社ステムセル研究所	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	長 江 賢 ㊟
監査役（社外監査役）	藤 川 義 人 ㊟
監査役（社外監査役）	森 澤 夕 子 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂一丁目8番1号

赤坂インターシティAIR4階 赤坂インターシティコンファレンス404号室

交通

東京メトロ

銀座線・南北線「溜池山王駅」14番出口より地下直結

9番出口より徒歩約2分

日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。